

独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程

平成15年10月1日

平成15年度規程第6号

改正	平成15年10月30日平成15年度規程第79号	平成26年4月9日平成26年度規程第3号
	平成16年1月19日平成15年度規程第82号	平成26年12月8日平成26年度規程第47号
	平成16年4月19日平成16年度規程第3号	平成27年3月10日平成26年度規程第51号
	平成17年1月19日平成16年度規程第39号	平成27年4月16日平成27年度規程第4号
	平成17年4月18日平成17年度規程第3号	平成27年5月19日平成27年度規程第16号
	平成17年6月17日平成17年度規程第10号	平成27年8月20日平成27年度規程第29号
	平成18年1月19日平成17年度規程第29号	平成27年9月24日平成27年度規程第33号
	平成18年4月1日平成18年度規程第1号	平成27年10月2日平成27年度規程第38号
	平成18年8月11日平成18年度規程第12号	平成27年11月19日平成27年度規程第43号
	平成18年12月1日平成18年度規程第27号	平成28年1月29日平成27年度規程第54号
	平成19年3月13日平成18年度規程第44号	平成28年4月14日平成28年度規程第1号
	平成19年4月1日平成19年度規程第3号	平成28年5月17日平成28年度規程第4号
	平成19年12月21日平成19年度規程第23号	平成28年8月25日平成28年度規程第23号
	平成20年3月1日平成19年度規程第24号	平成28年9月27日平成28年度規程第30号
	平成20年4月1日平成20年度規程第17号	平成28年12月7日平成28年度規程第36号
	平成20年5月21日平成20年度規程第21号	平成29年2月2日平成28年度規程第45号
	平成20年8月1日平成20年度規程第26号	平成29年2月3日平成28年度規程第46号
	平成20年11月1日平成20年度規程第35号	平成29年4月19日平成29年度規程第1号
	平成20年12月26日平成20年度規程第37号	平成29年8月16日平成29年度規程第12号
	平成21年4月1日平成21年度規程第14号	平成29年11月1日平成29年度規程第17号
	平成21年8月1日平成21年度規程第15号	平成30年3月8日平成29年度規程第34号
	平成21年8月15日平成21年度規程第17号	平成30年4月18日平成30年度規程第1号
	平成21年11月1日平成21年度規程第33号	平成30年7月18日平成30年度規程第10号
	平成21年11月1日平成21年度規程第34号	平成30年8月30日平成30年度規程第15号
	平成21年12月1日平成21年度規程第44号	平成30年11月9日平成30年度規程第21号
	平成22年4月20日平成22年度規程第9号	平成31年4月11日平成31年度規程第1号
	平成22年8月19日平成22年度規程第23号	令和元年8月8日令和元年度規程第12号
	平成22年11月1日平成22年度規程第33号	令和元年11月13日令和元年度規程第19号
	平成22年11月1日平成22年度規程第56号	令和2年4月17日令和2年度規程第1号
	平成22年12月1日平成22年度規程第57号	令和2年8月20日令和2年度規程第6号
	平成23年4月28日平成23年度規程第1号	令和3年1月19日令和2年度規程第18号
	平成23年5月13日平成23年度規程第4号	令和3年4月15日令和3年度規程第2号
	平成23年8月29日平成23年度規程第14号	令和3年11月29日令和3年度規程第12号
	平成23年11月7日平成23年度規程第19号	令和4年1月14日令和3年度規程第17号
	平成24年1月10日平成23年度規程第24号	令和4年4月28日令和4年度規程第6号
	平成24年4月11日平成24年度規程第2号	令和4年6月16日令和4年度規程第11号
	平成24年5月21日平成24年度規程第15号	令和4年8月18日令和4年度規程第13号
	平成24年8月20日平成24年度規程第16号	令和4年11月11日令和4年度規程第22号
	平成24年9月19日平成24年度規程第20号	令和5年1月25日令和4年度規程第25号
	平成24年11月16日平成24年度規程第25号	令和5年4月21日令和5年度規程第1号
	平成25年4月18日平成25年度規程第3号	令和5年6月7日令和5年度規程第6号
	平成25年7月19日平成25年度規程第12号	令和5年8月1日令和5年度規程第12号
	平成26年3月10日平成25年度規程第35号	令和5年11月7日令和5年度規程第20号

(総則)

第1条 この規程は、独立行政法人国際交流基金から派遣されて海外事務所において勤務する職員（以下「派遣職員」という。）の給与について定めることを目的とする。

(給与の区分)

第2条 派遣職員に対し支給する給与の種類は、海外本俸、扶養手当、特別手当及び在勤手当とする。

2 在勤手当は、派遣職員が海外事務所において勤務するのに必要な衣食住等の経費に充当するために支給されるものとし、その額は、派遣職員がその職務と責任に応じて能率を充分発揮することができるように海外事務所の所在地における物価、為替相場及び生活水準を勘案して定めるものとする。

3 在勤手当の種類は、在勤基本手当、配偶者手当、子女教育手当及び住居手当とする。

(給与の支給方法)

第3条 派遣職員の給与(特別手当を除く。以下、この条において同じ。)は、毎月1回その給与の月額をその月の下旬に支給する。ただし、この規定に別段の定めがある場合は、この限りではない。

2 海外本俸、扶養手当、在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当の計算期間は、月の1日から月の末日までとする。

3 海外本俸、在勤基本手当、配偶者手当及び住居手当を支給する場合であって、前項の計算期間の初日から末日まで支給するとき以外のときは、その額は、当該計算期間の現日数を基礎として日割によって計算する。

(戦争等による特別事態の際の在勤手当)

第3条の2 戦争、事変、内乱等による特別事態が発生している地に所在する海外事務所として理事長が指定するものに勤務する派遣職員に支給する在勤基本手当の額は、当該指定がされた日から当該指定が解除される日の前日までの間は、次条第1項の規定に基づき当該派遣職員に支給すべきものとされる在勤基本手当の額にその額の100分の15に相当する額を加算した額とする。この場合において、当該派遣職員に関する第6条の規定の適用については、第6条中「現に受ける在勤基本手当の支給額」とあるのは第3条の2第1項前段の規定の適用がないものとした場合に受けるべき在勤基本手当の額」とする。

2 在勤地において前項の特別事態が発生したことに伴い一時在勤地以外の地に赴任を命ぜられた派遣職員に対する在勤手当の支給については、その地を新在勤地とみなすものとし、その者に、その地に所在する海外事務所について定められている在勤手当(その地に海外事務所が所在していない場合その他別に定める場合には、旧在勤地に所在する海外事務所について定められている在勤手当(当該在勤手当について前項前段の適用があるときは、その適用がないものとした場合の在勤手当))を支給する。

3 前項の規定による在勤手当の支給を受ける派遣職員について、旧在勤地の状況に鑑み旧在勤地で居住していた住宅を確保しておく必要があることその他当該住宅の賃貸借を終了

させることができないやむを得ない事情があると理事長が認めるときは、当該派遣職員が当該住宅の家賃を現に支払った期間について、同項の規定による在勤手当に加え、従前のおり当該住宅に係る住居手当を支給することができる。

(在勤基本手当の支給額)

第4条 在勤基本手当の月額は別表第1に定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める。

2 在勤基本手当の号の適用は、別表第3に定めるところによる。

(在勤基本手当の支給期間)

第5条 在勤基本手当は、派遣職員が在勤地に到着した日の翌日から帰国（出張のための帰国を除く。）を命ぜられて在勤地を出発する日又は、新在勤地への転勤を命ぜられて旧在勤地を出発する日の前日まで（以下「在勤基本手当の支給期間」という。）支給する。

2 外国において新たに派遣職員となった者には、その日から在勤基本手当を支給する。

3 在勤基本手当の支給期間中に在勤基本手当の号別に異動を生じた派遣職員には、その日から新たに定められた号別により在勤基本手当を支給する。

4 派遣職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで在勤基本手当を支給する。

5 在勤基本手当の支給期間中に本邦へ出張を命ぜられ、又は休暇帰国を許された派遣職員で在勤地を出発した日から在勤地に帰着する日までの期間が60日をこえるものには、第1項の規定にかかわらず、60日をこえる期間についての在勤基本手当は、支給しない。

6 前項の在勤基本手当を支給しない場合には60日をこえる期間については独立行政法人国際交流基金職員給与規程（平成15年度規程第5号。以下「職員給与規程」という。）第2条にいう本俸及び扶養手当に相当する額を海外本俸俸に代えて支給する。

(配偶者手当)

第6条 配偶者手当は、配偶者を伴う派遣職員に支給する。

2 配偶者手当の支給額は、配偶者手当を受ける派遣職員が現に受ける在勤基本手当の支給額の100分の20に相当する額とする。

(配偶者手当の支給期間)

第7条 配偶者手当は、派遣職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣職員の配偶者が当該派遣職員の在勤地に到着した日の翌日（派遣職員の配偶者が当該派遣職員の在勤地において配偶者となった場合にあっては、配偶者となった日）から当該派遣職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その配偶者がその日の前に帰国する場合にあってはその配偶者が帰国のためその地を出発する日の前日、その配偶者がその日の前に配偶者でなくなった日又は死亡した日）まで、支給する。

- 2 在勤基本手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を在勤地に残留させる派遣職員には、前項の規定にかかわらず、180日以内の期間においてその事由の存する間、従前のおり配偶者手当を支給することができる。
- 3 配偶者手当を受ける派遣職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで配偶者手当を支給する。ただし、当該派遣職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときには、死亡した日の翌日から180日をこえない期間を限り、引き続き当該派遣職員の配偶者に配偶者手当を支給することができる。

(子女教育手当)

第8条 子女教育手当は、派遣職員の子のうち次に掲げるもので主として当該派遣職員の収入によって生計を維持しているもの（以下「年少子女」という。）が本邦以外の地において学校教育その他の教育を受けるのに必要な経費に充当するために支給する。

(1) 3歳以上18歳未満の子

(2) 18歳に達した子であって、就学する学校（大学及びこれに準ずる学校を除く。）において、18歳に達した日から、19歳に達するまでの間に新たに所属する学年の開始日から起算して1年を経過する日までの間にあるもの。

2 子女教育手当の月額、年少子女1人につき8,000円とする。

3 派遣職員の年少子女が適当な学校教育を受けるのに相当な経費を要する地として理事長が指定する地（以下この項及び第6項において「指定地」という。）に所在する海外事務所勤務する派遣職員の年少子女（6歳以上の年少子女であって、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する小学校、中学校又は高等学校に相当するものとして理事長が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。以下この項から第5項までにおいて同じ。）が当該海外事務所の所在する指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該派遣職員に支給する子女教育手当の月額は、前項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額から自己負担額（我が国における教育に関する支出の実態等を勘案し派遣職員が年少子女の教育のために自ら負担すべき額として別に定める額を言う。以下この条において同じ。）を控除した額を加算した額とする。

(1) 派遣職員の年少子女が当該派遣職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において学校教育を受ける場合にあつては、次の額のうちいずれか少ない額

イ 適当な学校教育を受けるのに必要な授業料その他の経費（別に定める費目に係るものに限る。以下この条及び次条第3項において「必要経費」という。）として理事長が当該派遣職員の勤務する海外事務所の所在する指定地において標準的であると認定

する額

ロ 現に要する当該年少子女に係る必要経費の額

(2) 派遣職員の年少子女が前号に規定する指定地以外の指定地において学校教育を受け
る場合にあつては、次の額のうち最も少ない額

イ 前号イに規定する額

ロ 当該年少子女が学校教育を受ける指定地における必要経費として理事長が標準的
であると認定する額

ハ 前号ロに規定する額

4 派遣職員の勤務する海外事務所の所在する地であつて、当該派遣職員の年少子女に適
当な学校教育を受けさせることができない地として理事長が定める地に所在する海外事務所
に勤務する派遣職員の年少子女が当該海外事務所の所在する地以外の地（本邦を除く。）
において学校教育を受けるときにおける当該派遣職員に支給する子女教育手当の月額
は、第1項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額に、次の各号に規定す
る額のうちいずれか少ない額から自己負担額を控除した額を加算した額とする。

(1) 派遣職員の勤務する海外事務所の所在する地以外の地における学校教育に係る必要
経費として理事長が当該年少子女の学校教育を受ける地において標準的であると認定す
る額と第2項の額との差額に相当する額

(2) 前項第1号ロに規定する額

5 前二項の場合において、派遣職員の年少子女が学校教育を受ける地に海外に在留する邦
人の子女のための在外教育施設（理事長が指定する施設に限る。）が所在し、かつ、当該
年少子女が当該在外教育施設において教育を受けないことについて合理的な理由がある場
合として理事長が別に定める場合に該当しないときは、加算される額は、15万円を限度と
する。

6 指定地に所在する海外事務所に勤務する派遣職員の年少子女（6歳未満の年少子女、又
は6歳以上の年少子女であつて学校教育法に規定する幼稚園に相当するものとして理事長
が認める教育施設において教育を受けるべきものに限る。）が当該海外事務所の所在する
指定地又はその他の指定地において学校教育を受けるときは、当該派遣職員に支給する子
女教育手当の月額は、第2項の規定にかかわらず、当該年少子女1人につき、同項の額
に、現に要する当該年少子女に係る必要経費の額から自己負担額を控除した額を加算した
額とする。この場合において、加算される額は、51,000円を限度とする。

（子女教育手当の支給期間）

第9条 子女教育手当は、派遣職員の在勤基本手当の支給期間中において、当該派遣職員の

年少子女（次項の規定に該当する者を除く。以下この項において同じ。）が当該派遣職員の在勤地に到着した日の翌日（派遣職員の年少子女が当該派遣職員の在勤地において年少子女に該当することとなった者である場合にあっては、年少子女に該当することとなった日）から、当該派遣職員の在勤基本手当の支給期間の終了する日（その年少子女がその日の前に帰国する場合（その地を出発する日からその地に帰着する日までの期間が60日以内である場合を除く。）にあってはその年少子女が帰国のためその地を出発する日の前日、その年少子女がその日の前に年少子女に該当しないこととなった場合又は死亡した場合にあっては年少子女に該当しないこととなった日又は死亡した日）まで、支給する。ただし、その期間が60日以内である場合は、この限りでない。

2 派遣職員の年少子女が当該派遣職員の在勤地及び本邦以外の地において学校教育その他の教育を受ける場合には、その地において当該教育を受けることにつき相当の事情があると理事長が認める場合に限り、前項の規定に準じて別に定めるところにより、当該派遣職員に子女教育手当を支給する。

3 第一項の規定にかかわらず、派遣職員が当該派遣職員の年少子女が教育を受ける教育施設に現に要する当該年少子女に係る必要経費の前払をした場合において、当該派遣職員が別に定めるやむを得ない事情により帰国（出張のための帰国を除く。）又は新在勤地への転勤を命ぜられたときは、前条各項に規定する当該派遣職員に支給する子女教育手当については、既に支給した分の翌月分から当該前払の対象となる期間が終了するまでの期間（別に定める期間に限る。）の各月の月額を合算した額を一括して支給することができる。ただし、当該教育施設から前払をした必要経費の全部又は一部の返還を受けたときは、その額を当該合算した額から控除するものとする。

4 子女教育手当を受ける在外職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで子女教育手当を支給する。

ただし、前項の規定により子女教育手当を一括して支給することとなる場合は、この限りではない。

5 前各項に定めるもののほか、第1項ただし書の期間がやむをえない事情により60日以内の期間にとどまることとなった場合の子女教育手当の支給期間の特例その他子女教育手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

（住居手当）

第10条 住居手当は、派遣職員が在勤地において勤務するのに必要な住居費に充当するために支給する。

2 住居手当の月額、派遣職員が居住している家具付きでない住宅の1か月に要する家賃

の額（派遣職員が居住している住宅が家具付きである場合には、その額の100分90）に相当する額から、当該家賃の額に別表第2に定める控除率を乗じて得た額を控除した額とする。ただし、別表第2の定めるところに従い、在勤地及び号の別によって定める額（届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む配偶者又は主として派遣職員の収入によって生計を維持している子（次条において配偶者等という。）を伴う派遣職員以外の者）にあつては、その額の100分の80に相当する額）を限度とする。

- 3 住居手当の号の適用は、別表第4に定めるところによる。
- 4 前項の規定にかかわらず、海外事務所の長を任じられた職員は、理事長が特に必要と認める場合に限り前項に規定する号の1号上位の号を適用することができる。
- 5 この規程に定めるもののほか、住居手当は支給に関し、必要な事項は、別に定める。
(住居手当の支給期間等)

第11条 住居手当は、在勤基本手当の支給期間、支給する。

- 2 外国において新たに派遣職員となった者には、その日から住居手当を支給する。
- 3 住居手当の支給期間中に住居手当の号別に異動を生じた派遣職員には、その日から新たに定められた号別により住居手当を支給する。
- 4 住居手当の支給期間の終了後、やむを得ない事故のため、理事長の許可を得て、引き続き配偶者を旧在勤地に残留させる派遣職員には、第1項の規定にかかわらず、180日以内においてその事故の存する間、従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 5 派遣職員が離職し、又は死亡したときは、その日まで住居手当を支給する。ただし、当該派遣職員が死亡した場合において、理事長が特に必要があると認めるときは、死亡した日の翌日から180日をこえない期間を限り、当該派遣職員が死亡当時伴っていた配偶者等に従前の住居手当の支給額に相当する額を支給することができる。
- 6 前項ただし書の規定による配偶者等への支給の順位は、配偶者及び子の順序とし、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

(海外本俸)

第12条 海外本俸は職員給与規程第2条に規定する本俸の100分の80に相当する額とする。

- 2 海外本俸の支払は、当該派遣職員が指定する者にすることができる。

(扶養手当)

第13条 扶養手当は、職員給与規程第12条の規定を準用する。ただし、配偶者手当を支給されている配偶者には、扶養手当は支給しない。

- 2 扶養手当の支払については、前条第2項の規定を準用する。

(特別手当)

第14条 特別手当は、期末手当及び勤勉手当とする。

2 期末手当の支給については、次に定めるところによる。

- (1) 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この項においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する派遣職員に対して、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した派遣職員（国家公務員（地方公務員その他これに類する者を含む。以下この項において同じ。）から基金の職員割愛の依頼により引き続き派遣職員に採用され在職したのち、引き続き再び国家公務員になった者を除く。）についても同様とする。
- (2) 期末手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した派遣職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において派遣職員が受けるべき海外本俸及び扶養手当の月額合計額（職員給与規程別表第4に定める職員にあっては、この額に海外本俸の月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）を基礎として国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算した額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

基準日以前6か月以内の在職期間	割合
6か月	100分の100
5か月以上6か月未満	100分の80
3か月以上5か月未満	100分の60
3か月未満	100分の30

- (3) 前号に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は別に定める。

3 勤勉手当の支給については、次に定めるところによる。

- (1) 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この項において、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する派遣職員に対し、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の別に定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、又は死亡した派遣職員（国家公務員（地方公務員その他これに類する者を含む。以下この項において同じ。）から基金の職員割愛の依頼により引き続き派遣職員に採用され在職したのち、引き続き再び国家公務員となった者を除く。）についても同様とする。
- (2) 勤勉手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した派遣職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。以下この項において同じ。）において受けるべき海外本俸の月額（職員給与規程別表第4に定める職員にあっては、この額に海外本俸の月

額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額) に別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

(3) 前号の場合において、全ての派遣職員に対して支給する勤勉手当の額の総額については、職員給与規程第19条第3項第3号の規定を準用する。

4 特別手当の支払いについては、第12条第2項の規定を準用する。

5 前4項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は別に定める。

(給与の端数計算)

第15条 本邦通貨をもって定められた派遣職員の給与を外国通貨で送金するため当該外国通貨に換算する場合において、当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

2 外国通貨をもって定められた派遣職員の給与の支給額に当該外国通貨の最低単位に満たない端数を生じたときは、当該端数を切り捨てて当該給与を支給することができる。

(租税公課)

第16条 派遣職員の在勤地において、派遣職員の所得に対し租税が課せられるときは、当該派遣職員に、その租税の額に相当する額を支給する。

(準用)

第17条 この規程に定めるもののほか、派遣職員の給与について必要な事項は、職員給与規程及び在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律(昭和27年法律第93号)の規定を準用する。

附 則

1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金の職員であつて、引き続いて、この規定の適用を受ける派遣職員となった者が平成15年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者に支給する住居手当の月額については、第10条第2項本文中の規定にかかわらず、当該家賃の額に別表第2に定める控除率を乗じて得た額を控除しないこととする。

附 則 (平成15年10月30日平成15年度規程第79号)

(施行期日等)

1 この規程は、平成15年11月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は、平成15年10月1日から適用する。

2 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金の国際交流基金派遣職員給与規程に基づき平成15年8月1日から平成15年9月30日までの期間（以下「調整期間」という。）に係る在勤本俸の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤本俸の月額（以下「旧基金の在勤本俸の額」という。）が改正後の規程の規定に定める在勤本俸の月額を下回る場合、調整期間に係る旧基金の在勤本俸の額と改正後の規程の規定に定める在勤本俸の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

（給与の内払等）

3 改正後の規程の規定を適用する場合には、この規程による改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成16年1月19日平成15年度規程第82号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成16年1月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成15年10月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、平成15年10月から平成15年12月の在勤本俸の月額について、その者に係る改正後の規程の規定に定める額がその者に係るこの規程による改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤本俸の月額とする。

3 平成15年10月1日に解散の登記をした国際交流基金の国際交流基金派遣職員給与規程に基づき平成15年8月1日から平成15年9月30日までの期間（以下「調整期間」という。）に係る在勤本俸の支給を受けた職員について、当該職員が現に受けた在勤本俸の月額（以下「旧基金の在勤本俸の額」という。）が改正後の規程の規定に定める在勤本俸の月額を下回る場合、調整期間に係る旧基金の在勤本俸の額と改正後の規程の規定に定める在勤本俸の額の差額を当該職員に対し支給するものとする。

（給与の内払等）

4 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成16年4月19日平成16年度規程第3号）

（施行期日等）

この規程は、平成16年4月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際

交流基金派遣職員給与規程別表第1及び別表第2の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則（平成17年1月19日平成16年度規程第39号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成17年1月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成16年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成17年4月18日平成17年度規程第3号）

（施行期日等）

この規程は、平成17年4月18日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1及び別表第2の規定は、平成17年4月1日より適用する。

附 則（平成17年6月17日平成17年度規程第10号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成17年6月17日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成17年4月1日から適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された子女教育手当は、改正後の規程の規定による子女教育手当の内払とみなす。

附 則（平成18年1月19日平成17年度規程第29号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成18年1月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成17年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派

遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成18年4月1日平成18年度規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1及び別表第2の規定は、平成18年4月1日より適用する。

（経過措置）

- 2 北京、マニラ及びケルンの各海外事務所に勤務する派遣職員が平成18年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者に支給する住居手当の月額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成18年8月11日平成18年度規程第12号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成18年8月11日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成18年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された住居手当は、改正後の規程の規定による住居手当の内払とみなす。

附 則（平成18年12月1日平成18年度規程第27号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成18年12月1日から施行する。

（在勤基本手当に係る経過措置）

- 2 平成18年12月1日（以下「切替日」という。）の前日に現に海外事務所に勤務し、切替日以降引き続き勤務している派遣職員で、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第4条に基づき、その者の受ける在勤基本手当が、切替日の前日における改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）に基づく在勤本俸に達しないこととなる派遣職員には、切替日から3年を経過するまでの間、改正後の規程に基づく在勤基本手当のほか、その差額に相当する額を在勤基本手当として支給する。

（住居手当に係る経過措置）

3 切替日の前日に現に海外事務所に勤務し、切替日以降引き続き勤務している派遣職員で、切替日前日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、改正後の規程第10条に基づき、その者の受ける住居手当が切替日の前日における改正前の規程に基づく住居手当に達しないこととなる派遣職員に支給する住居手当の月額については、改正後の規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(海外本俸に係る経過措置)

4 切替日の前日に現に海外事務所に勤務し、切替日以降引き続き勤務している派遣職員で、改正後の規程第12条に基づき、その者の受ける海外本俸が切替日の前日における改正前の規程に基づく海外本俸（国際交流基金職員給与規程の一部を改正する規程（平成21年度規程第42号。以下「平成21年度改正職員給与規程」という。）の施行の日において次の各号に掲げる派遣職員であるものにあつては、当該海外本俸に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。）に達しないこととなる派遣職員には、平成26年11月30日までの間、改正後の規程に基づく海外本俸のほか、その差額に相当する額（独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（平成15年度規程第6号）の一部を改正する規程（平成22年度規程第57号）による改正後の規程（以下「改正後の規程」という。）附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される派遣職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を海外本俸として支給する。

(1) 平成21年度改正職員給与規程附則第2項第1号に規定する減額改定対象職員 100分の99.1

(2) 前号に掲げる派遣職員以外の派遣職員 100分の99.34

(海外へ異動する職員への海外本俸に係る経過措置)

5 切替日以降本邦から海外事務所に異動となる派遣職員で、改正後の規程第12条に基づきその者の受ける海外本俸が、切替日前日に当該異動があつたものとした場合に改正前の規程に基づきその者の受けるべき海外本俸（平成21年度改正職員給与規程の施行の日において同規程附則第2号第1号に規定する減額改定対象職員にあつては当該海外本俸に100分の99.1を乗じて得た額、それ以外の派遣職員にあつては100分の99.34を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする）に達しないこととなる派遣職員には、改正後の規程に基づく海外本俸のほか、その差額に相当する額（改正後の規程附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあつては、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を海外本俸として支給する。

附 則（平成19年3月13日平成18年度規程第44号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成19年3月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成18年8月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成19年4月1日平成19年度規程第3号）

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月21日平成19年度規程第23号）

この規程は、平成19年12月21日から施行する。

附 則（平成20年3月1日平成19年度規程第24号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年3月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成19年8月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成20年4月1日平成20年度規程第17号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 北京日本文化センターに勤務する派遣職員が平成20年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住する場合、その者の住居手当の月額に係る限度額については、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成20年5月21日平成20年度規程第21号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成20年5月21日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国

際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成20年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤本俸は、改正後の規程の規定による在勤本俸の内払とみなす。

附 則（平成20年8月1日平成20年度規程第26号）

この規程は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成20年11月1日平成20年度規程第35号）

この規程は、平成20年11月1日から施行する。

附 則（平成20年12月26日平成20年度規程第37号）

この規程は、平成21年1月1日から施行する。

附 則（平成21年4月1日平成21年度規程第14号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成21年8月1日平成21年度規程第15号）

この規程は、平成21年8月1日から施行する。

附 則（平成21年8月15日平成21年度規程第17号）

この規程は、平成21年8月15日から施行する。

附 則（平成21年11月1日平成21年度規程第33号）

（施行日）

- 1 この規程は、平成21年11月1日から施行する。
（独立行政法人派遣職員給与規程の一部を改正する規程の一部改正）
- 2 独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の一部を改正する規程（平成18年度規程第27号）附則第2項中「在勤本俸」を「在勤基本手当」に、第4項及び第5項中「在勤加俸」を「海外本俸」に改める。
（独立行政法人国際交流基金職員給与規程の一部改正）
- 3 独立行政法人国際交流基金職員給与規程（平成15年度規程第5号）の一部を次のように改正する。
第19条第3項第3号中「在勤加俸」を「海外本俸」に改める。
（独立行政法人国際交流基金旅費規程の一部改正）
- 4 独立行政法人国際交流基金旅費規程（平成15年度規程第92号）の一部を次のように改正する。

第13条第5項中「在勤本俸」を「在勤基本手当」に、「在勤加俸」を「海外本俸」に改める。

(派遣職員警備員備上費補てん規程の一部改正)

- 5 派遣職員警備員備上費補てん規程（平成15年度規程第26号）の一部を次のように改正する。

第7条及び第8条中「在勤本俸」を「在勤基本手当」に改める。

(派遣職員住居手当支給細則の一部改正)

- 6 派遣職員住居手当支給細則（平成15年度細則第62号）の一部を次のように改正する。

第5条中「在勤本俸」を「在勤基本手当」に改める。

(派遣職員の業務上の災害補償に係る平均賃金算出方法に関する細則)

- 7 派遣職員の業務上の災害補償に係る平均賃金算出方法に関する細則（平成15年度細則第66号）の一部を次のように改正する。

第3条中「在勤本俸」を「在勤基本手当」に改める。

附 則（平成21年11月1日平成21年度規程第34号）

この規程は、平成21年11月1日から施行する。

附 則（平成21年12月1日平成21年度規程第44号）

(施行期日)

- 1 この規程は、平成21年12月1日から施行する。

(平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）第14条第2項第2号の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成21年6月1日に独立行政法人国際交流基金の職員（以下「職員」という。）であって、改正前の独立行政法人国際交流基金職員給与規程又は改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）に基づき同月に期末手当を支給された職員以外の派遣職員にあつては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

- (1) 平成21年7月1日（同年7月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であつて職位の級が8級又は9級である者からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日（以下「調整基準日」という。））において減額改定対象職員が受けるべ

き海外本俸の月額及び扶養手当の合計額（以下「海外本俸等」という。）（平成21年7月1日に職員給与規程の適用を受ける減額改定対象職員にあつては、本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（単身赴任手当支給細則で定める額を除く。）（以下「本俸等」という。）の合計額）に100分の0.24を乗じて得た額に、平成21年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、海外本俸等又は本俸等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

- (2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額

附 則（平成22年4月20日平成22年度規程第9号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成22年4月20日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成22年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当、及び住居手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当及び住居手当の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 ソウル、北京、バンコク、マニラ、ハノイ、ニューヨーク、ケルン、パリ、ロンドン、マドリード及びブダペストの各海外事務所に勤務する派遣職員であつて平成22年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成22年8月23日平成22年度規程第23号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成22年8月23日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成22年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派

遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（平成22年11月1日平成22年度規程第33号）

この規程は、平成22年11月1日から施行する。

附 則（平成22年11月1日平成22年度規程第56号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成22年11月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成21年12月1日から適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成22年12月1日平成22年度規程第57号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日から施行する。

（給与の減額支給）

- 2 当分の間、職位の級が5級以上である派遣職員（以下「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 海外本俸 当該特定職員の海外本俸に100分の1.5を乗じて得た額

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき海外本俸月額（職員給与規程別表第4の規定の適用を受ける派遣職員にあっては、この額に海外本俸の月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）を基礎として、国家公務員の例に準じて別に定める基準により計算して得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、第14条第2項第2号の表に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき海外本俸月額（職員給与規程別表第4の規定の適用を受ける派遣職員にあっては、この額に海外本俸の月額に同表で定める職務加算割合を乗じて得た額を加算した額）に別に定める支給割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額

3 月の中途において、附則第2項の規定により給与が減ぜられて支給されることとなる派遣職員（以下「減額支給対象職員」という。）以外の者が減額支給対象職員となった場合又は減額支給対象職員が、減額支給対象職員以外の派遣職員となった場合、離職した場合若しくは職員給与規程第6条第1号に掲げる場合に該当した場合におけるその給与期間の附則第2項第1号に定める額に相当する額の計算は、日割り計算による。

（平成22年4月1日前に55歳に達した派遣職員に対する読替え）

4 平成22年4月1日前に55歳に達した派遣職員に対する改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）附則第2項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「平成22年12月1日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

5 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の規程第14条第2項第2号の規定にかかわらず、改正後の規程に基づき算出した期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（平成22年6月1日に独立行政法人国際交流基金の職員（以下「職員」という。）であって、改正前の独立行政法人職員給与規程又は改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）に基づき同月に期末手当を支給された職員以外の派遣職員にあっては、第1号に掲げる額。以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年7月1日（同年7月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって職位の級が9級、8級、7級、6級（25号俸から33号俸を除く。）及び5級（5級9号俸から33号俸を除く。）である者からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。））となった者にあっては、その減額改定対象職員となった日（以下「調整基準日」という。）において減額改定対象職員が受けるべき海外本俸の月額及び扶養手当の合計額（以下「海外本俸等」という。）（平成22年7月1日に職員給与規程の適用を受ける減額改定対象職員にあっては、本俸、扶養手当、職務手当、特別都市手当、広域異動手当、住居手当及び単身赴任手当（単身赴任手

当支給細則で定める額を除く。) (以下「本俸等」という。) の合計額) に100分の0.28を乗じて得た額に、平成22年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において職員として在職しなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間、海外本俸等又は本俸等を支給されなかった期間その他別に定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して別に定める月数を減じた月数) を乗じて得た額

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額

附 則 (平成23年4月28日平成23年度規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年4月28日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1及び別表第2の規定は、平成23年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当及び住居手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当及び住居手当の内払とみなす。

附 則 (平成23年5月13日平成23年度規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年5月13日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は、平成23年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則 (平成23年8月29日平成23年度規程第14号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成23年8月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)別表第1の規定は、平成23年8月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（平成23年11月7日平成23年度規程第19号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成23年11月7日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成23年11月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（平成24年1月10日平成23年度規程第24号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年1月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成24年1月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

附 則（平成24年4月11日平成24年度規程第2号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成24年4月11日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成24年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の規定に基づいて支給された在勤基本手当は、改正後の規程の規定による在勤基本手当の内払とみなす。

（経過措置）

- 3 次に掲げる派遣社員であって、平成24年3月31日において現に居住する住宅に引き続

き居住する者の住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(1) ジャカルタ日本文化センターに勤務する派遣職員であって、住居手当支給に関して別表第2の5号の適用を受ける者以外の者。

(2) サンパウロ以外の各海外事務所に勤務する派遣職員であって、住居手当の支給に関して別表第2の1号の適用を受ける者（前項に掲げる派遣職員を除く。）。

附 則（平成24年5月21日平成24年度規程第15号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成24年5月21日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の一部を改正する規程は、平成24年5月1日より適用する。

附 則（平成24年8月20日平成24年度規程第16号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成24年8月20日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成24年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成24年9月19日平成24年度規程第20号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成24年9月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成24年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（平成24年11月16日平成24年度規程第25号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成24年11月16日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成24年8月1日より適用する。

(経過措置)

- 2 平成24年8月分から10月分までの在勤基本手当の月額については、改正後の規程別表第1に定める額が改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第1に定める額（その額が二あるときは下段の額。以下「旧月額」という。）を下回る場合は、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

(給与の内払等)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成25年4月18日平成25年度規程第3号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年4月18日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成25年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成25年7月19日平成25年度規程第12号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成25年7月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成25年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成26年3月10日平成25年度規程第35号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年3月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成25年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成26年4月9日平成26年度規程第3号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年4月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成26年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

（経過措置）

- 4 サンパウロ日本文化センターに勤務する派遣職員であって平成26年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成26年12月8日平成26年度規程第47号）

(施行期日)

この規程は、平成26年12月8日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の一部を改正する規程は、平成26年12月1日から適用する。

附 則 (平成27年3月10日平成26年度規程第51号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年3月10日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) 別表第1の規定は、平成26年8月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (平成27年4月16日平成27年度規程第4号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年4月16日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程 (以下「改正後の規程」という。) 別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 4 サンパウロ日本文化センターに勤務する派遣職員であって平成27年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成27年5月19日平成27年度規程第16号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成27年5月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国

際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成27年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成27年8月20日平成27年度規程第29号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年8月20日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成27年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成27年9月24日平成27年度規程第33号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年9月24日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）は、平成27年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

（経過措置）

- 3 改正後の子女教育手当の額（加算額を含む）が改正前の額を下回る職員の子女教育手当の額（加算額を含む）については、施行日の属する月の前の月の月末までの間は、前2項の規定に関わらず、なお従前の例による。

附 則（平成27年10月2日平成27年度規程第38号）

（施行期日等）

この規程は、平成27年10月2日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1及び別表第2の規定は、平成27年10月1日より適用する。

附 則（平成27年11月19日平成27年度規程第43号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成27年11月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成27年11月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成28年1月29日平成27年度規程第54号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年1月29日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成27年8月1日より適用する。

（経過措置）

- 2 平成27年8月分から12月分までの在勤基本手当の月額については、改正後の規程別表第1に定める額が改正前の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）別表第1に定める額（以下「旧月額」という。）を下回るときは、旧月額をもって当該在勤基本手当の月額とする。

（給与の内払等）

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成28年4月14日平成28年度規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年4月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成28年5月17日平成28年度規程第4号）

この規程は、平成28年5月17日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は平成28年4月1日から適用する。

附 則（平成28年8月25日平成28年度規程第23号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年8月25日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成28年9月27日平成28年度規程第30号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年9月27日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（平成28年12月7日平成28年度規程第36号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成28年12月7日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成28年11月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成29年2月2日平成28年度規程第45号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年2月2日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成29年1月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成29年2月3日平成28年度規程第46号）

この規程は、平成29年2月3日から施行する。

附 則（平成29年4月19日平成29年度規程第1号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成29年4月19日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成29年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

(経過措置)

- 4 サンパウロ日本文化センターに勤務する派遣職員であって平成29年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成29年8月16日平成29年度規程第12号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成29年8月16日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成29年8月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (平成29年11月1日平成29年度規程第17号)

この規程は、平成29年11月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月8日平成30年度規程第34号)

この規程は、平成30年3月8日から施行する。

附則 (平成30年4月18日 平成30年度規程第1号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成30年4月18日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、平成30年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程

の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成30年7月18日平成30年度規程第10号）

この規程は、平成30年7月18日から施行し、平成30年7月1日から適用する。

附 則（平成30年8月30日平成30年度規程第15号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年8月30日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成30年8月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成30年11月9日平成30年度規程第21号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成30年11月9日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成30年11月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合には、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（平成31年4月11日平成31年度規程第1号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成31年4月11日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は、平成31年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和元年8月8日令和元年度規程第12号）

この規程は、令和元年8月8日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は令和元年8月1日から適用する。

附 則（令和元年11月13日令和元年度規程第19号）

この規程は、令和元年11月13日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は令和元年11月1日から適用する。

附則（令和2年4月17日 令和2年度規程第1号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和2年4月17日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和2年4月1日より適用する。

（給与の内払等）

2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和2年8月20日令和2年度規程第6号）

この規程は、令和2年8月20日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は令和2年8月1日から適用する。

附 則（令和3年1月19日令和2年度規程第18号）

この規程は、令和3年1月19日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は令和3年1月1日から適用する。

附則（令和3年4月15日 令和3年度規程第2号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和3年4月15日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定

は、令和3年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則 (令和3年11月29日令和3年度規程第12号)

この規程は、令和3年11月29日から施行し、この規程による改正後の派遣職員給与規程は令和3年11月1日から適用する。

附則 (令和4年1月14日令和3年度規程第17号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年1月14日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は令和4年1月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、北京、ジャカルタ、シドニー、トロント、メキシコ、ローマ、ケルン、パリ、ロンドン、マドリードの各海外事務所に係るこの規程による改正後の規程は令和3年8月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。
- 4 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附則 (令和4年4月28日令和4年度規程第6号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和4年4月28日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1及び別表第2の規定は、令和4年4月1日より適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

3 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附 則（令和4年6月16日令和4年度規程第11号）

この規程は、令和4年6月16日から施行する。

附 則（令和4年8月18日令和4年度規程第13号）

この規程は、令和4年8月18日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1の規定は令和4年8月1日から適用する。

附則（令和4年11月11日令和4年度規程第22号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和4年11月11日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1の規定は令和4年8月1日から適用する。

2 前項の規定にかかわらず、ビエンチャン連絡事務所に係るこの規程による改正後の規程は令和4年11月1日から適用する。

（給与の内払等）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

4 前項の規定にかかわらず、改正後の給与の額が改正前の額を下回る場合、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による概算払いとみなし、施行日後に精算するものとする。

附則（令和5年1月25日令和4年度規程第25号）

（施行期日等）

1 この規程は、令和5年1月25日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は令和5年1月1日から適用する。ただし、次項及び改正後の規程附則別表の規程は、令和4年4月1日から適用する。

2 附則別表に定める在勤地に係る独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程第4条で定める額は、令和4年4月から令和4年7月までの月分については、当該在勤地につきそれぞれ同表に定める額とする。

（給与の内払等）

3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附則別表(附則第2項関係)

(単位:円)

地域	所在地	号 別							
		1号		2号	3号	4号	5号	6号	7号
		1-1号	1-2号						
アジア	ソウル	492,100	472,400	442,900	393,700	344,500	295,300	255,900	236,200
	北京	596,800	573,600	538,700	480,600	422,600	364,500	318,000	294,800
	ジャカルタ	416,000	400,000	376,000	336,000	296,000	256,000	224,000	208,000
	バンコク	450,500	432,500	405,400	360,400	315,400	270,300	234,200	216,200
	クアラルンプール	413,200	396,600	371,900	330,600	289,300	247,900	214,900	198,300
	ニューデリー	502,600	486,000	461,100	419,700	378,200	336,800	303,600	287,000
	マニラ	417,100	401,000	377,000	336,900	296,800	256,600	224,600	208,600
	ヤンゴン	477,900	461,700	437,300	396,700	356,200	315,500	283,000	266,800
	ハノイ	401,300	385,900	362,900	324,500	286,100	247,700	217,000	201,600
	プノンペン	488,900	471,000	444,000	399,100	354,200	309,400	273,400	255,400
ビエンチャン	503,600	485,400	458,100	412,500	367,000	321,400	284,900	266,700	
大洋州	シドニー	464,000	431,900	404,900	359,900	315,000	269,900	233,900	215,900
北米	トロント	496,000	462,600	433,600	385,400	337,300	289,100	250,600	231,300
	ニューヨーク	672,000	579,900	543,700	483,300	422,900	362,500	314,200	290,000
	ロサンゼルス	608,000	567,300	531,800	472,700	413,600	354,600	307,300	283,600
中南米	サンパウロ	480,000	448,800	421,800	376,600	331,600	286,500	250,400	232,400
	メキシコ	492,400	473,400	444,800	397,100	349,500	301,800	263,800	244,600
	リマ	491,300	473,300	446,200	401,000	355,900	310,800	274,600	256,600
欧州	ローマ	447,000	429,100	402,300	357,600	312,900	268,200	232,500	214,600
	ケルン	464,000	432,800	405,800	360,600	315,600	270,500	234,400	216,400
	パリ	458,000	439,700	412,200	366,400	320,600	274,800	238,200	219,800
	ロンドン	540,300	518,700	486,200	432,200	378,200	324,200	281,000	259,400
	マドリード	428,100	411,000	385,300	342,500	299,700	256,900	222,600	205,500
	ブダペスト	386,100	370,600	347,500	308,900	270,200	231,700	200,800	185,400
アフリカ	カイロ	446,600	430,700	407,000	367,400	327,900	288,400	256,700	240,900

附則（令和5年4月21日令和5年度規程第1号）

（施行期日等）

- この規程は、令和5年4月21日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）別表第1の規定は令和5年4月1日から適用する。

（給与の内払等）

- 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給さ

れた給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

(経過措置)

- 3 マニラ、ヤンゴン、ハノイ、プノンペン及びサンパウロの各海外事務所または連絡事務所に勤務する派遣職員であって令和5年3月31日において現に居住する住宅に引き続き居住するものの住居手当の月額に係る限度額については、改正後の規程の別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則（令和5年6月7日令和5年度規程第6号）

(施行期日等)

- 1 この規程は、令和5年6月7日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程の一部を改正する規程は令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払等)

- 2 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による内払とみなす。

附 則（令和5年8月1日令和5年度規程第12号）

この規程は、令和5年8月1日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1の規定は令和5年8月1日から適用する。

附 則（令和5年11月7日令和5年度規程第20号）

この規程は、令和5年11月7日から施行し、この規程による改正後の独立行政法人国際交流基金派遣職員給与規程別表第1の規定は令和5年11月1日から適用する。